



東京税理士会日本橋支部会報

第 109 号

平成18年6月25日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

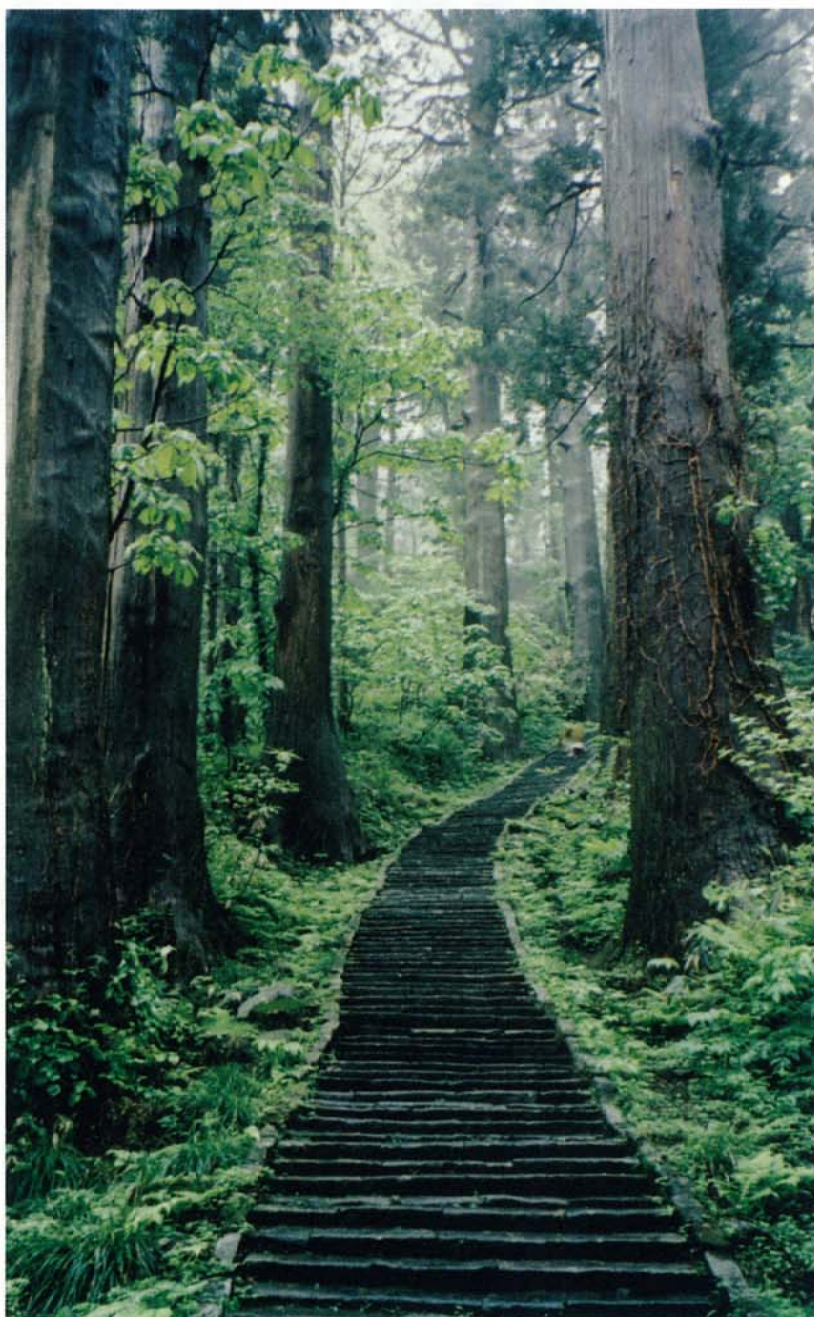
メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 河原邦文

編集人 広報部長 福本光男

印刷 (株) 税経



羽黒山表参道杉並木 (福本光男会員提供)

税界放談

今年は例年になく天候が不安定で、特に5月は曇りや雨の日が多く温度差が大きかったこともあってか、体調があまりよくなかった先生方が多かったようです。

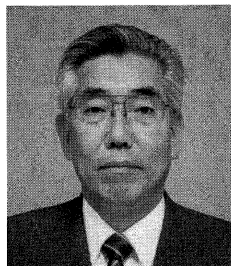
また、今年は社会経済情勢の変化に対応して、新会社法や税制改正が行われたということで、改正事項が多い上に、複雑な内容となっており、顧問先から質問されても答えに窮してしまうことがたくさんあって、小生は、天候同様すっきりしない日々をすごしています。

例えば、交際費損金算入の5千円基準について、大分戸惑った人がいたようでやや考えすぎではないかと思える問い合わせがたくさんありました。

また、新会社法との絡みで見直された役員給与に関する事項についても、難しい質問が多々あり、大いに勉強させられています。

ところで、ここ数年の間に、租税特別措置法をはじめとして、法令・通達が大幅に改正され一段と複雑になっている感じがします。

もう少し簡単で、わかりやすくないものかと改正がある度に思う次第です。 (Y生)



新年度を迎えてのご挨拶

支部長 河原邦文

支部会員の皆様、6月15日の定期総会におきまして提出議案全て原案通り承認を戴きました。副支部長はじめ部長、幹事、監事の皆様のご協力と支部会員の皆様の暖かいご支援により支部活動を無事終了することが出来ました。

今年は、スポーツの年で、3月に野球（ワールドベースボールクラシック）で王監督率いる日本がイチロー選手等の活躍で3月21日にキューバを破り世界一になり歓喜しました。6月からはサッカーのワールドカップがドイツで開催され、日本の活躍を期待しています。

さて、平成18年の支部活動につきましては

1 税務支援の対応について

昨年東京会の会則が改正になり、税務支援が義務化されました。それに伴い東京会の要請により本年1月より日野支部、蒲田支部、青梅支部へ確定申告無料相談の支部間応援を実施いたしました。

今後も支部間応援の要請が参りましたら、会員の皆様のご支援を宜しくお願い致します。

又、支部総会で承認され、6月30日付をもって日本橋税務経営指導所を廃止し、支部の事業の中に税務支援を取り組み、部の名称も渉外対策部から税務支援対策部に変えましたことを報告いたします。

2 新会社法の対応について

5月1日から新会社法が施行され会社法改正の趣旨として利用者の視点に立った会社類型の見直し、会社経営の機動性、柔軟性の向上、健全性の確保等の観点から改正が行われました。

我々税理士には一番関心がある会計参与制度の創設と同時に「中小企業の会計に関する指針」も出され税理士も新しい対応が必要になってまいりました。

3 平成18年税制改正について

平成18年税制改正で特殊支配同族会社役員給与の損金不算入制度（法人税法第35条）が創設され

ました。

日税政では、この改正が「税制の根幹に関わる部分であるのに、国民に周知されていない。手順を尽くさず租税法体系を歪める安易な税法改正を行うべきではない」と書いています。

従って、課税理論上問題のあるこのような課税方法は直ちに廃止すべきであると、東京税理士会も「平成19年度税制改正及び税務行政に関する意見書」にうたっています。

4 電子申告、電子納税の対応について

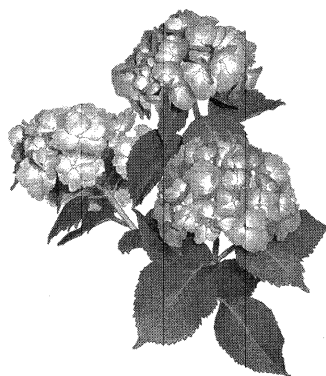
政府は、2010年までに電子申告の利用率50%以上を目標として普及推進の為の効率化、インセンティブ措置を検討していますから支部の情報システム委員会の活動、充実を図っていきます。

5 「税理士雑談室」の開設について

支部会員の要望により、7月より会員相互の話し合いをしながら情報交換が出来ないかと「税理士雑談室」を開設いたします。

毎月1回第2金曜日5時半より支部事務局で始めますのでご利用下さい。

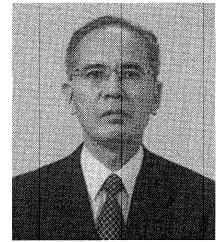
今後も、支部会員の為に活動していく所存でありますので、ご支援ご協力をお願い致します。





事業用借地権と建物の 耐用年数の短縮の可否

藤山 清 春



はじめに

1982年（昭和57年）に、東京都臨海地域開発研究会が「汐留地域開発計画報告書」を発行した。それから20年余経過し、現在、汐留シオサイトでは、5区11街区に分かれ開発が進められている。

就業人口が約6万人、居住人口が約6千人の街が誕生するそうである。ビルの林立が風を遮断し真夏日や熱帯夜が多くなっているとの指摘があったのは数年前だと記憶しているが、その後の対策はどうなったのだろうか。

この地域に土地を保有している顧問先から土地の利用と税務についての相談を受けたことがある。

その際、汐留地区では、まだ路線価のない区域があることや、定期借地権の設定を模索している企業が多いことが話題となった。

特に事業用借地権を設定した場合に、建物の耐用年数を賃借期間の年数とすることの可否についての議論に多くの時間を費やした。

そこで、本稿では、当時議論したことを踏まえて考察してみることにした。

1 定期借地権

平成4年8月1日から「借地借家法」が施行され、この法律により「貸しやすく、借りやすい」制度として「定期借地権」が新設された。

この結果、土地を有効利用するため、賃借期間が30年以上である普通借地権より短い賃借期間とする借地契約が可能となった。

定期借地権は、一般定期借地権（借地借家法第22条）、建物譲渡特約付借地権（同法第23条）、及び事業用借地権（同法第24条）の3種類に分類され、普通借地権と比較すると下表のとおりである。

2 建物の耐用年数

事業用借地権を設定する場合、上記1のとおり存続期間が10年以上20年以下に限定されている。

そこで、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）に列挙されている建物で、耐用年数が10年以上20年以下のものを捜してみると次のとおりである。

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造りのもの
該当なし

項目	種類	一般定期借地権	建物譲渡特約付借地権	事業用借地権	普通借地権
存続期間		50年以上	30年以上	10年以上20年以下	30年以上
利用目的		制限なし	制限なし	事業用建物(居住用を除く。)の所有	制限なし
契約方式		公正証書等	定めなし	公正証書	定めなし
契約の更新		排除特約可	可	不可	可
建物買取請求権		排除特約可	借地権設定後30年以上経過後：有	なし	有
土地の返還		原則：更地で返還	借地続行：借家関係に移行	更地で返還	特段の約束なし：退去
建物の再築による借地期間の延長		排除特約可	可	不可	可

- (2) レンガ造、石造又はブロック造のもの
倉庫事業用の倉庫のうち冷蔵倉庫用のもの(20年)
- (3) 金属造のもの
 - イ 骨格材の肉厚が4mm超のもの
 - (イ) 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のものうち塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの(20年)
 - (ロ) 倉庫事業用の倉庫のうち冷蔵倉庫用のもの(19年)
 - ロ 骨格材の肉厚が3mm超4mm以下のもの
 - (イ) 公衆浴場用のもの(19年)
 - (ロ) 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のものうち
 - ① 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの(15年)
 - ② 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの(19年)
 - ハ 骨格材の肉厚が3mm以下のもの
次のものを除く建物
事務所用又は美術館用のもの及び特掲されていないもの(22年)
- (4) 木造又は合成樹脂造のもの
次のものを除く建物
 - イ 事務所用又は美術館用のもの及び特掲されていないもの(24年)
 - ロ 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの(22年)
- (5) 木骨モルタル造のもの
次のものを除く建物
事務所用又は美術館用のもの及び特掲されていないもの(22年)
- (6) 簡易建物
木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの(10年)
以上のことから、事業用借地権の対象となる建

物は、その建物の構造と細目に制約があり、かなり限定されたものになる。

まず、鉄骨鉄筋コンクリート造りや鉄筋コンクリート造りのものが除外され、レンガ造、石造又はブロック造のものでは、倉庫事業の倉庫用のものうち冷蔵倉庫用のものだけに限定される。

次に金属造のもので骨格材の肉厚が3mm超のものでは、公衆浴場や特殊な工場及び事業用冷蔵倉庫だけが対象になり、それ以外の金属造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)及び木造又は合成樹脂造のものは、ほとんどの建物対象になるものの、そのいずれも事務所用又は美術館用のもの及び特掲されていないものは対象外である。

そうすると、事業用借地権の対象となる建物は、構造が強固でない建物で、例えば、コンビニ、スーパーマーケット、量販店、外食産業、パチンコ店、映画館等が考えられる。

3 耐用年数の短縮の可否

借地借家法では、借地権の存続期間が20年超30年未満のものについての規定が見当たらない。

事業種目にもよるが、建物の構造は区々であり、ときには法定耐用年数が20年超30年未満の建物を建設して事業用借地権を設定することも考えられる。

事業用借地権の存続期間は、最大20年であるから、その年数を超える耐用年数の建物を建設した場合に、建物の償却年数を借地権の存続年数と合わせることはどうかという疑問がある。

例えば20年間の事業用借地権を設定し、耐用年数が20年を超える建物を建設した場合、借地期間が満了したときには、その建物を撤去し、現状復帰させて土地を明け渡すことになり、また、地主に対して建物の買取請求権を行使できないことから、建物の使用可能期間は借地期間の20年であることは明白である。

このことからすると、建物の減価償却費を土地の賃借期間で費用配分することは、会計上合理的であると思われる。

しかし、建物の耐用年数は耐用年数省令にその建物の構造別かつ細目別に定められ、減価償却費はその耐用年数を基礎として計算することから、法定耐用年数を下回る年数により減価償却をした場合には、償却超過額相当額は認められないことになる(所得税法第49条第1項、法人税法第31条第1項)。

一方、減価償却資産について、次に掲げる事由のいずれかに該当し使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い場合には、納税地の所轄国税局長の承認を受けることにより耐用年数を短縮することが認められている(所得税法施行令第130条、同法施行規則第30条、法人税法施行令第57条、同法施行規則第16条)。

- (1) その資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること
- (2) その資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したこと
- (3) その資産が陳腐化したこと
- (4) その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食したこと
- (5) その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したこと
- (6) その資産の構造が、同一種類の他の資産の通常の構成と著しく異なること
- (7) その資産が耐用年数省令別表第二(機械及び装置の耐用年数表)に特掲された設備以外の設備の機械及び装置であること
- (8) (1) から (7) に準ずる事由があること

しかしながら、事業用借地権を設定する場合の建物は、まず新築であろうから上記のいずれの事由にも該当しないと思われる。

最近では、耐震強度偽装問題が大きな社会問題となっているが、仮に強度不足が判明した場合には、生命及び財産の安全性の確保を優先し補強するか取り壊すものと思われるので、この場合は(6)の事由は解消されるであろうと思われる。

そうすると、少なくとも借地権設定時には、耐用年数の短縮の承認申請は認められないことになる。

おわりに

定期借地権を設定する場合、借地の契約期間(年数)が、建物の法定耐用年数より短い場合も十分に想定される。

この場合は、建物譲渡特約付借地権又は事業用借地権のいずれかを選択することになるであろう。前者の場合は、建物を買う取るかどうかは、あらかじめ地主側に再利用計画が存在し、かつ財力があることが必要であろうと思われる。後者の場合は、事業種目がかなり限定されたものになる。

借地借家法には、借地権の存続期間が20年超30年未満のものについて規定されていないこと及び耐用年数の短縮申請の道が開かれていないこと等からすると、「貸しやすく、借りやすい」制度と言われて新設された定期借地権制度は、十分に機能していないのではなかろうかと思われる。

さらに、定期借地権制度が創設されてから6年後の平成10年に、耐用年数省令の改正により耐用年数の最長のものが50年(改正前65年)となり、その他のものも大幅に短縮されたことを併せ考えると、定期借地権の設定について実態を把握し、現実に即した法律改正の時期が来ているように思われる。



過ぎたるは…二題

北川 侑司

その一

趣味として、これと意識はしていなかった小学生の頃に始めたものも含め、何にでも興味を持ち、二十歳過ぎて本格的に始めたもの、コツコツと或いは一気に集めたモノまでいろいろあります。一々挙げると限りがないので、主なもの二つを紹介すると、まず飛行機に関するもので『世界各国の飛行機の切手約1万枚・プラモデルなど約400機・写真・ビデオ類・書籍雑誌類約千冊・絵葉書約2千枚など』で、しかもプロペラのついた古典機が中心です。これは飛行機マニア又は「ヒコー(機)中年」と呼べると思います。

次に、日本の歴史に関するモノのうち『苗字(名字)の発祥地と家紋の研究』です。

その大半は日本各地の独特の難読稀姓の収集と関連書籍です。

これには、ある時大先輩に「君は姓名判断をするんだそうだね。」と言われ、面食らったことがあ

るほど、知らないうちにのめり込んでいました。

さて、これらの趣味には重大な問題があります。それは収集をしながら、最初の頃は手書き分類カードで、後にはワープロで整理はしていたものの、今ではより便利なパソコンによる移行整理が間に合わず、参考文献と併せて、すぐ検索して利用できるような状態にはなっていないということです。その二

巷では、通勤時間帯の混雑の中、八十超えた翁・婆が（失礼）元気に大声を出して、いそいそと出掛けているのを見るにつけ、日吉ミミの唄の文句じゃないけれど「世の中変わっているんだよ」と思い、六十七十は「小僧っこ」と言われるほど世間では元氣中高年が多いなと感じていました。私は神社仏閣巡りも大好きですが、自分にはあんなにしょっちゅう出掛けるほどの元氣はないと、十分認識していたつもりでした。

そして、世間並に五十肩を経験し、更に数年前、夜中に寝返り打った拍子に稲妻が走ったような激痛が走り、動けなくなった「ぎっくり腰」で約1週間寝たきりになりました。真面目に静養に努め、痛みがやや和らいだところで、じっくり診察してもらい原因を究明したところ、何のことはない、ひと言、「老化現象です。」と言われ、ガックリ来た次第です。

それまでは、「廊下で滑って、ローカ現象」などと駄洒落していたのが、お医者さんに面と向かって言われてみると、「なんと情けないことか！」経験

おありの方もあるかと思います。

しかし、納得いかない私は、あれこれと原因を考え、まずは「昔の体力が今でもあるつもりでいた」ということ。次に「常日頃あまり運動らしい運動をしていない」こと。そして直接の原因は、あまりの痛さで忘れていただけで、その前日に某TV局の健康番組を見て、すぐ実行した「背中反らせ運動」を指定のとおり100回もやったことでした。

還暦を過ぎて暫しの最近は、特にTV各局では、健康体操・健康食品の調理法やサプリメントなどと併せて、その効果を紹介する番組が多くなったので、注意して試さないといけないなと肝に銘じております。

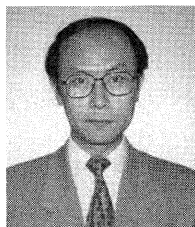
そこで、標題の結論

世間では「過ぎたるは、及ばざるが如し」ですが、私にとっては「過ぎたるは、なさざるより悪し」となるわけです。

そしてエピローグ

かくて、私の「還暦を過ぎたら趣味の整理をしながらの楽しみ三昧の毎日が過ごせる」という思いは、老化現象という壁に阻まれ、単純計算でも、若い頃の3倍や4倍の日数が必要で、まして肩こり腰痛・シビレなど、何でもありの五体不満足では、単なる夢マボロシと化しつつあります。そして、本来やりたい整理研究は二の次で、まず万が一の時の処分方法を最優先で決めてからとなり、まさに私の残存有効耐用年数との闘いとなっています。オシマイ。

随 筆



雑 感
—一大立法時代—

笠 倉 純 二

近頃 にわかに問題になり始めた、団塊世代の定年退職、まもなく迎えるからである。

わたしはこの世代であるが、以前は戦後ベビーブームの世代といわれ、今は「団塊の世代」と呼ばれる、堺屋太一の著書の題名に由来するもので

昭和22年から24年ごろに生まれた人々をさす。われわれ大方の税理士は、勤め人ではないので定年退職の心配は無いが、だが60歳は人生の節目であることには代わりがない。

しかし、定年は無いが、我々税理士の仕事は、日々刻々と変る経済社会の動きに対応してゆかなければならない、これらに伴い法律・社会制度が改正されてゆくからである。

定年が無いにしても、残念ながら、体力の衰えだけでなく、それらの知識の吸収、及び社会構造の変化に伴う理解が困難と成り、税理士業務の責

任と義務が全うすることができなくなり、やがては廃業を選択せざる得なくなる。

だが我々世代は、もう後5年や10年は頑張っている業務を続けてゆかなければならない、かといって、税制改正はもちろん、商法、民法、特に今回抜本改正された会社法、商法も会社法が独立しただけでなく、商法総則・商行為法も、もちろん会社法の改正に伴い商業登記法も改正されている、また民法はこれより先に、商法と同様現代語化等に伴い改正があった、更に近いうちにこの民法典のうち民法法人の部分を整備し、会社法に取り込むとも言われている、またまた、更に債権法の改正作業が開始されようとしている。細かく言い出したらきりが無いが、しかし、税理士としては、業務上ある程度理解をしておかないとこれに関する税法改正規定の理解ができないからである。

今までもこれらの法律の改正はあったが、この近年どころではない商法はこの10年ぐらい毎年改正があり、それ以前は、一般法である商法は1つの改正作業が始まり法律が成立するまでに10年掛かりで行なっていた、これでは言われる通り一般法から経済法化してしまった。改正法の適用は、その法律の附則・施行令で定められる、実際裁判となればその施行日現在の法令が適用されるのであるが、改正法の趣旨も考慮されると聞く、事件それぞれの争点がどこかにより改正法に該当するものであれば、判断は裁判官の構成にもよるが予測が難しくなるだろう。

云いたいことはたくさんありますが、あまり悲観的なことばかり書いてもしょうがないので、前向きに考え体力気力その他諸々必要の限り、研鑽を積み頑張って税理士業務に邁進するほか無いと心に言い聞かせている。雑駁な文章になりましたが、紙幅の都合もありますのでこの辺で筆を置きたいと思います、また機会を与えて頂ければ幸いです。



温泉旅行にでかけて

浅野 雅史

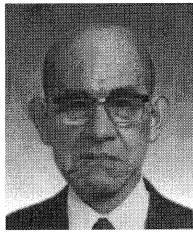
6月3日・4日と大学時代のゼミの同期生の男6人で群馬県の伊香保温泉にいきました。温泉地といえば温泉・宴会ですが、この温泉地はご存知のとおり一昨年のニセ温泉事件で有名となった場所です。不安でしたが、東京から近いということで伊香保温泉にしました。

温泉地についたらまず温泉ということで、宿から坂をくだって有名な石段街を通り、さらに今度は坂をのぼって伊香保神社を通過して伊香保温泉の露天風呂に入りました。この露天風呂は源泉の掛流しで温泉独特の色や匂いがして、ニセ温泉事件の不安もふきとばす程泉質が良く、伊香保温泉にきてよかったと思いました。そして宿に戻り今度は宿の温泉にはいりましたが、宿の温泉は無色透明で塩素の匂いがきつく源泉とは比べものにならなかったです。

その後、食事をしてもうひとつの楽しみである宴会ですが、6人なので宿からで温泉街を散歩しながらスナック等を探すことにしました。昼間は気づかなかったのですが、他の温泉地同様かなり寂れていて石段街以外はシャッターの閉まっている店も多く、人通りも少なかったです。その店の中で外国人の経営しているスナックに6人ではいりました。料金も交渉したため安くカラオケも歌い楽しかったです。その後は別の店ではしゃぎました。

気がつけば時計の針も午前零時を過ぎており、宿にもどってさらにミニ宴会をし、夜を徹して税理士以外の友人達と語りあい、そのことだけでも旅行にきてよかったと感じました。

友人達と仕事や人生のことを深く語りあえるのも泊まりの旅行だったからです。今後も積極的に他の友人達とも機会を設け、仕事や人生のことについて語りあい、人生を充実したものにしていきたいです。



日本橋の今昔

金 森 三 郎

小泉総理の一声「あの日本橋の上を横断している高速道路は、何とかならないものかなあ」で、首都高速道路の移設の話がにわかに現実味を帯びてきた。とは言っても、物理的にも、財政的にも、とても5年や10年では、実現するとは思えない。

昭和39年（1964年）東京オリンピック開催に向けて、急遽、現在の首都高速道路が整備されたが、時間的、財政的な制約があったためか、江戸以来の街の風格を失った、実に無粋なものができあがってしまった。その後、日本橋では、地元住民グループが、道路の移設や、地下化を図るなど、国に対し、強く働きかけてきた。

日本橋という名称は、橋の名前であり、その橋を中心とした地域の名前であり、また橋の下を流れる川の名前も日本橋川という。

日本橋は、徳川家康が将軍就任の年、今から約400年前、慶長8年に架橋されたもので、架橋当初から、日本の橋、日本を象徴する橋として誕生したものと考えられる。

慶長8年には、全国統括の幕府の首都江戸の大都市計画を実施して、日本全国の交通の原点と定め、日本橋はその使命をもち、東海、中山、奥州、日光、甲州の五街道の起点となっただけでなく、全国街道の中心となった。「お江戸日本橋七ツ立ち」で昔から、一般庶民、老若男女に広く親しまれてきて、太田道灌が江戸城を築いて以来、江戸から東京へと繁栄の歴史を辿ってきた。

火事と喧嘩は江戸の花と言われるように、日本橋周辺は特に火災が多かったようである。古くからの日本橋は桧造りの木の橋であったので、何回か火災に見舞われた。

さきに述べたように、日本橋は橋の名前であると同時に、旧日本橋区全域を指す意味もあって、武士の都であった将軍城下の町人町の中心地として、武家御用商人の家々が集中していた。往時の日本橋は、川岸にさまざまな問屋が軒を並べ、活気にあふれ、江戸の中心であり、常に商業の中心

として栄えたものである。

日本橋を端的に表現したものとして、明治の文豪幸田露伴の「日本橋」がある。

その書き出し、結びは、つぎのとおり。

（原文のまま）

御江戸といへば日本橋を云はざること無く、日本橋と云へば御江戸を思はざること無し。八百八町の家並の道の筋は、此の橋の上に聚め束ねられて、五十三次の驛路の馬の鈴も、此の橋の袂より振り出す。……（中略）、六十四州の民、此の橋の塵を踏んで、始めて江戸の土に草鞋を載せたると思ひ、（中略）萬国の客、此の橋の埃を浴びて、始めて日本の香を征衣の袖に留めたるを感ず。日本橋とは名づけ得たる哉、日本橋とは名づけ得たる哉。

現在の日本橋は、明治44年竣工、花崗岩の石造りで、日本で初めて西欧風に倣った装飾を施したもので再び造ることのできない見事なものである。大正12年9月1日の関東大震災、昭和20年3月10日の大空襲にも堪えた。日本橋と言え、昔はすぐに魚河岸が連想されるが、その魚河岸は、関東大震災を契機として築地へ移転した。今でも橋の袂に魚市場発祥の地の碑が建っている。昭和42年都電の廃止に伴い道路整備が行われ、日本国道路の元標は、柱からプレートに変更された。日本橋が国の重要文化財に指定されたのは、平成11年5月13日であることは、周知のとおりである。

関東大震災後の帝都復興区画整理で、明治時代からの街区の改正方針が大きく手直しされ、東京の下町は、江戸の骨組から、新しい東京の骨格に生まれ変わった。

戦後はさらに、日本橋の中心地に、商社、銀行等の大資本の建物が大量進出してきて、新旧交替の強烈な嵐が吹きまわった。これに堪えかねて、涙を飲んで先祖伝来の暖簾を降ろした老舗も数多く、商人の分布地図が大きく塗り替えられた。しかし、そこは日本橋商人のど根性、この嵐にもじっと我慢を重ね今なお繁栄を続けている店も数多い。それらの店が歴史と伝統を死守する姿が、日本橋の救いといえよう。

「上から読んでも山本山。下から読んでも山本山」のキャッチフレーズで有名な“お茶と海苔の山本山” 嘉永3年創業の宮内庁御用達、梅マークの海苔の“山本海苔店”、400年前創業の鏡とメガネ、

侠客幡随院長兵衛と縁の深い“村田眼鏡舗（14代村田長兵衛）”、「カステラ1番、電話は2番」でお馴染みの“文明堂”、永禄5年創業、近江国で蚊帳製造販売から始まった“寝具の西川”、寛政4年創業の“刃物の木屋”、酒類食品の総合商社“国分”（K.K）、

鯉節問屋の“にんべん”等々、日本橋とは、切っても切れない著名店が健在なのは嬉しい限り。

伝統ある日本橋が、時代の変化に対応して、今後一層発展し、輝かしい歴史の重みを正しく、次代へ引き継がれることを念願してやまない。

各部だより

[総務部]

平成18年1月支部幹事会報告

議長：池上副支部長

I. 開催要領

1. 日 時 平成18年1月19日（木）
☆執行部会 10:00～10:30
☆幹事会 10:30～12:00
2. 場 所 日本橋支部会議室
3. 審議事項前に「中央三井信託」「大同生命」「日本システム収納」の説明が行われた。

II. 審議事項

1. 税務経営指導所廃止に伴う支部規則の見直し経過報告の件

田村組織部長より、日本橋支部規則を下記のとおり一部改正し6月の支部総会に提出する事で承認。

- ① 第9章に雑則を設け、第50条に個人情報の取扱いを規定する。また、これによって補則を第10章（第51条）に下げる。
- ② 第3条3項の「税務経営指導所の運営並びに」の部分を削除する。
- ③ 第3条3項の「税務援助」は、いわゆる標準支部規則において「税務支援」とされていることから、この機に標準支部規則に合わせることにする。
- ④ 第12条3項の「渉外」業務を「税務支援対策」業務に名称変更する。
- ⑤ 第41条の収入に「助成金」を追加する。

2. その他

若狭経理部長より、平成18年度の各部予算案を各部長に2月10日（金）を期限として提出してもらう事で承認。

III. 報告事項

1. 第1.2.4.7ブロック綱紀監察合同会議（12/14）

の件

星野綱紀監察部長より、蟻坂幹事と出席した事の報告。

2. 署との確定申告無料相談協議会（12/16）の件

浅井渉外対策部長より、消費税及び年金について協議を行った事の報告。

3. 新年賀詞交歓会（1/12）の件

大矢総務部長より、無事終了した事の報告。

4. 八団体賀詞交歓会（1/30）の件

大矢総務部長より、出席確認が行われた。

5. 償却資産税減免申請と還付の件

若狭経理部長より、12月14日に申請した事の報告。

6. 納税者支援センターリーフレット配布の件

河原支部長より、1月16日に開設した事及びリーフレットについては訂正中である事の報告。

7. その他

栗原厚生部長より、3月23日の明治座観劇会の負担金については例年通りである事の報告。
池上副支部長より、吉村副支部長の治療経過の手紙についての報告。

IV. 各部報告

- ① 総務部 大矢総務部長より、3月の幹事会の日程変更の報告。

- ② 研修部 岡田研修部長より、研修会の実施及び予定の報告。

- ③ 広報部 福本広報部長より、広報新年号1月24日に発送予定である事の報告。

- ④ 厚生部 栗原厚生部長より、1月21日に囲碁大会及び3月23日に明治座観劇会開催予定である事の報告。

- ⑤ 組織部 田村組織部長より、支部規則一部改正についての報告。

⑥ 経理部 若狭経理部長より、支部経理規定の改正についての報告。

⑦ 綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、3月24日の証票点検について報告。

⑧ 渉外対策部 浅井渉外対策部長より、4月以降の相談会について連絡方法等の変更について報告

V. 理事会報告

浅見理事より、平成18年1月18日（水）開催の平成17年度第9回理事会の報告。

審議事項 なし

報告事項 8件

VI. 委員会報告

① 法対策委員会 特になし。

② 情報システム委員会 特になし。

平成18年2月支部幹事会報告

議長：浅野副支部長

I. 開催要領

1 日 時 平成18年2月17日（金）

☆執行部会 10:00～10:30

☆幹事会 10:30～12:00

2 場 所 日本橋支部会議室

3 審議事項前に「日本生命」「中小企業金融公庫」の説明が行われた。

II. 審議事項

1. 支部規則一部改正について

河原支部長より、第34条（支部業務の分担）及び第49条（事務局長）を新設し訂正する事で承認。

2. 支部経理取扱要領一部改正について

若狭経理部長より、第5条第2項の「様式1収支予算書」を別紙改正様式1に改正（科目については、事業計画の内容により追加、削除することができる）する事で承認。

3. 確定申告無料相談会場案内広告等について

浅井渉外対策部長より、14,200部の新聞折込とチラシの印刷の予算について別紙見積書の金額で承認。

4. 閉庁日、税理士記念日、確定申告無料相談担当者等確認について

大矢総務部長より、別紙担当者で行う事で承認。

5. 常会開催について

大矢総務部長より、4月13日（木）に開催す

ることで承認。

6. その他

河原支部長より、第一ブロック50周年記念ゴルフコンペに16名参加する事で承認。

III. 報告事項

1. 八団体賀詞交歓会（1/30）の件

河原支部長より、無事終了の報告。

2. 広域還付申告無料相談（2/1～15）の件

河原支部長より、2月3日に8名及び2月16日に9名参加で終了の報告。

3. 18年度長期日程について

大矢総務部長より、別紙長期計画表についての報告。

4. その他

河原支部長より、税務支援センターの講師3名についての報告。

IV. 各部報告

① 総務部 大矢総務部長より、3月の幹事会終了後に無料相談慰労会がある旨の報告。

② 研修部 岡田研修部長より、常会終了後に研修予定である事の報告。

③ 広報部 福本広報部長より、広報新年号が1週間遅れて発行された事の報告。

④ 厚生部 栗原厚生部長より、3/23に明治座観劇会、4/11に本千葉ゴルフでTNG会、4/7,4/12,4/21に野球大会、3/23に野球部キャプテン会議が行われる事の報告。

⑤ 組織部 特になし。

⑥ 経理部 若狭経理部長より、支部経理規則一部改正についての報告。

⑦ 綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、支部所在不明者についての報告。

⑧ 渉外対策部 浅井渉外対策部長より、4月より相談希望者の決定方法の変更についての報告。

V. 理事会報告

木下理事より、平成18年2月15日（水）開催の平成17年度第10回理事会の報告。

承認事項 3件

報告事項 11件

VI. 委員会報告

① 法対策委員会 池上法対策委員長より、同族会社役員報酬損金不算入についての反対運動についての報告。

② 情報システム委員会 特になし。

平成18年3月支部幹事会報告

議長：中島副支部長

I. 開催要領

- 1 日 時 平成18年3月22日（水）
☆執行部会 16:00～16:30
☆幹事会 16:30～18:00
- 2 場 所 宇廻丸
- 3 審議事項前に「新銀行東京」の説明が行われた。

II. 審議事項

1. 支部定期総会開催について（平成18年6/15）
大矢総務部長より、6月15日（木）に明治座センターホール6階で行うことで承認。
2. 顧問相談役会開催について（平成18年5/12）
大矢総務部長より、5月12日（金）に埼玉家で行うことで承認。
3. 常会開催について
大矢総務部長より、4月13日（木）に東実健保会館で行うことで承認。
4. 拡大定例連絡会開催について（平成18年4/25）
大矢総務部長より、4月25日（火）に日本橋税務署で行うことで承認。
5. その他
河原支部長より、4月13日（木）の第一ブロック歴代支部長会に、増田顧問、神作顧問、河原支部長が出席し会費1万円を支部より支出することで承認。

III. 報告事項

1. 閉庁日（2/19）無料相談報告の件
大矢総務部長より、無事終了したことの報告。
2. 支部間応援（日野 1/27,30,31、2/9,13 蒲田 3/2,6,7）報告の件
大澤幹事より日野支部について、若狭経理部長より蒲田支部について無事終了したことの報告。
3. 税理士記念日無料相談（2/23）報告の件
大矢総務部長より、10名参加して無事終了したことの報告。
4. 確定申告無料相談（3/1～11）報告の件
浅井渉外対策部長より、50名参加して無事終了したことの報告。

5. 役員旅行について

栗原厚生部長より、別紙A案で役員旅行及びバス旅行を行うことの報告。

6. その他

河原支部長より、7月5日（水）の第一ブロック50周年ゴルフコンペについての報告。

IV. 各部報告

- ① 総務部 大矢総務部長より、拡大定例連絡会議の出席確認。
- ② 研修部 岡田研修部長より、常会終了後の研修会について報告。
- ③ 広報部 福本広報部長より、6月発行広報について報告。
- ④ 厚生部 栗原厚生部長より、3月23日明治座観劇会、3月29日囲碁大会、4月7日野球大会等について報告。
- ⑤ 組織部 特になし。
- ⑥ 経理部 若狭経理部長より、予算案についての報告。
- ⑦ 綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、3月24日の証票点検について報告。
- ⑧ 渉外対策部 浅井渉外対策部長より、年金相談等の講師派遣について報告。

V. 理事会報告

宮川理事より、平成18年3月17日（金）開催の第11回理事会の報告。

承認事項 5件

報告事項 5件

VI. 委員会報告

- ①法対策委員会 池上委員長より、3月30日の研修会について報告。
- ②情報システム委員会 特になし。

平成18年4月支部幹事会報告

議長：浅野副支部長

I. 開催要領

- 1 日 時 平成18年4月17日（月）
☆執行部会 10:00～10:30
☆幹事会 10:30～12:00
- 2 場 所 支部事務局会議室
- 3 審議事項前に「第一生命」より変額年金について「大同生命」より課長新任挨拶及び東税協の保険商品の説明が行われた。

II. 審議事項

1. 支部規則一部改正について

下村幹事より、支部規則第3条、第12条、第34条、第41条、第50条、第51条を改正し、附則第1項、第2項、第3項を新設することで承認。

2. その他

大矢総務部長より、支部職員給与の昇給について例年通りの昇給で承認。

Ⅲ. 報告事項

1. 各種相談担当者慰労会開催（3/22）報告の件

大矢総務部長より、無事終了の報告。

2. 税理士証票バッチ点検（3/24）報告の件

星野綱紀監察部長より、無事終了の報告。

3. 日本橋税務懇話会（4/4）報告の件

河原支部長より、11月10日（金）に税を考える週間の税務相談、11月15日（水）に納税表彰式が行われる事の報告。

4. 常会開催（4/13）報告の件

大矢総務部長より、79名参加で無事終了の報告。

5. 平成17年度・18年度各部事業報告及び事業計画案の検討

大矢総務部長より、各部長を代表して説明があり、質問等については5月の幹事会でお願いする旨の報告。

6. 平成17年度・18年度支部会計収支報告・予算案の検討

若狭経理部長より、4月28日（金）に監査予定である事、質問等については5月の幹事会でお願いする旨の報告。

7. その他

河原支部長より、10月6日（金）に第一ブロック連絡協議会

11月2日（水）に第一ブロック統一研修会が行われる事の報告。

中島副支部長より、税理士の相談会設置を6月の総会で発表後、会員に連絡し7月から毎月第二金曜日午後5時30分より支部で行なう旨の報告。

Ⅳ. 各部報告

① 総務部 特になし。

② 研修部 秋元幹事より、常会終了後の研修会の報告。

③ 広報部 福本広報部長より、川北先生より絵の寄贈があった事の報告。

④ 厚生部 坂下厚生副部長より、野球部、ゴルフ部、テニス部の活動報告。

⑤ 組織部 特になし。

⑥ 経理部 若狭経理部長より、協同組合に請求できる支出についての報告。

⑦ 綱紀監察部 特になし。

⑧ 渉外対策部 浅井渉外対策部長より、税務相談会の相談員についての報告。

V. 理事会報告

木下理事より、平成18年4月14日（金）開催の第1回理事会の報告。

承認事項 3件

報告事項 4件

Ⅵ. 委員会報告

① 法対策委員会 特になし。

② 情報システム委員会 特になし。

平成18年5月支部幹事会報告

議長：浅野副支部長

Ⅰ. 開催要領

1 日 時 平成18年5月12日（金）

☆執行部会 10:00～10:30

☆幹事会 10:30～12:00

2 場 所 支部事務局会議室

3 審議事項前に「あんしん財団」より中小企業のための共済について「日本生命」より代理店登録制度について「大同生命」より代理店登録制度についての説明が行われた。

Ⅱ. 審議事項

1. 平成17年度・18年度各部事業報告及び事業計画案の検討

浅野副支部長より、各部長報告ではなく前回資料をもとに全体質問を受け付け、特に質問なく承認。

2. 平成17年度・18年度支部会計収支報告・予算案の検討

若狭経理部長より、前回配布資料の貸借対照表、収支予算書の一部を変更して承認。

3. 定期総会（6/15（木））当日分担確認等の件

大矢総務部長より、別紙進行表をもとに今年の担当等を発表して承認。

4. その他

河原支部長より、支部定期総会審議事項に税務経営指導所廃止の件を追加する事を承認。

Ⅲ. 報告事項

1. 拡大定例連絡会開催（4/25）報告の件
河原支部長より、無事終了の報告。
2. 確定申告無料相談連絡協議会（4/27）報告の件
中沢幹事より、日本橋支部の実績及び支部間応援等の報告。
3. 会計監査（4/28）報告の件
松下監事より、会計監査終了の報告。
4. その他
栗原厚生部長より、7月5日（水）の第一ブロックゴルフ大会の参加者16名の発表。

Ⅳ. 各部報告

- ① 総務部 大矢総務部長より、支部定期総会への出席のお願い。
- ② 研修部 岡田研修部長より、4月19日（水）の東京会研修部長会議についての報告。
- ③ 広報部 福本広報部長より、川北先生より寄贈された絵の紹介及び広報次号の締切についての報告。
- ④ 厚生部 栗原厚生部長より、アンケート協力のお礼及びバス旅行中止の報告。
- ⑤ 組織部 田村組織部長より、支部定期総会での支部規則改正についての報告。
- ⑥ 経理部 若狭経理部長より、償却資産税還付についての報告。
- ⑦ 綱紀監察部 特になし。
- ⑧ 渉外対策部 浅井渉外対策部長より、相談会の相談員の選出方法についての報告。

Ⅴ. 理事会報告

藤山理事より、平成18年5月11日（木）開催第2回理事会の報告。

承認事項 5件

報告事項 8件

Ⅵ. 委員会報告

- ① 法対策委員会 特になし。
- ② 情報システム委員会 特になし。

東京税理士会日本橋支部 常 会 議 事 録

開催日 平成18年4月13日

場 所 東京実業健康保険組合会館 6階大会議室

開会時刻 12時30分

閉会時刻 13時12分

司会 総務部 大矢部長

1. 支部長挨拶 河原邦文支部長より次の件についての挨拶等があった。

- ① 税務支援による支部間応援の件
- ② 支部規則の改正 税務経営指導所の廃止による税務援助の件
- ③ 税制改正 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入規定の件
- ④ 電子申告の普及発展の件
- ⑤ 新会社法の導入による研修会の開催の件

2. 各部報告

前回（17年10月20日）常会後の活動について次のように報告があった。

① 総務部 大矢部長

- 一 日本橋税務署との連絡・伝達等
- 二 日本橋三越における無料相談
- 三 1月の新年賀詞交歓会の開催準備等
- 四 税務援助の実施等

② 経理部 若狭部長

- 一 東税政（選挙管理委員会）への決算報告
- 二 支部決算準備（公益法人会計基準の改正の対応） 新方式の予算書の作成
- 三 7月1日より、税務経営指導所の廃止に伴う処理
- 四 会費未納者の対応

③ 研修部 岡田部長

- 一 第一ブロック支部連絡協議会開催研修会
資本取引 講師 諸星健司
- 二 新会社法 講師 公認会計士 太田達也
- 三 破産手続 講師 弁護士 芳賀 淳
- 四 相続時精算課税制度（CD-ROM研修）
講師 税理士 木村金蔵
- 五 税法改正 講師 税理士 飯塚美幸
- 六 新会社法施行による商業登記の実務
講師 司法書士 青木伊知郎

④ 広報部 福本部長

- 一 支部広報誌 年3回発行 1, 6, 9月号
- 二 表紙の写真提供のお願い
- 三 現在6月号発行の準備中

⑤ 組織部 田村部長

- 一 新入会員への緊急連絡網 12月配布
- 二 支部規則の改正 個人情報保護法による規定追加の件
- 三 同改正 税務経営指導所の廃止による削除。税務支援の規定の追加

⑥ 綱紀監察部 星野部長

- 一 日本橋税務署とニセ税理士の件についての会議
- 二 本会（東京税理士会）の合同会議
- 三 税理士証票の点検実施状況報告

⑦ 渉外対策部 浅井部長

- 一 税務相談会 相談員の派遣
- 二 各種納税団体の税務講習会の講師派遣
- 三 同 実施状況の報告

⑧ 厚生部 井上幹事

- 一 野球部 東京税理士会支部対抗戦 1回戦敗退（対葛飾支部）
- 二 ゴルフ部、テニス部、カラオケ部の活動及び参加等の報告

3. 各委員会報告

① 法対策委員会 池上委員長

本会（東京税理士会）税制改正要綱について

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の会員アンケート結果報告

税政連共にまとめ要望したが、政府原案通り、国会可決成立

② 情報システム委員会 中島委員長

電子申告利用の定着に向けて、各税理士事務所に活用検討依頼

4. 理事会報告 浅見理事

① 11月開催

- ・税務支援 特別会計の廃止により、一般会計に組み入れ
- ・支部間応援の実施 会員間の負担の平均化。
- ・会館建設業者の選定（10業者）

② 12月開催

- ・会務規則の改正
- ・会館建設業者 戸田建設に決定

- ・償却資産税の公益法人への課税免除の要望（現行 申告して、減免申請）
- ・税制改正 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入 反対（理事会決議）
- ・日税連の会務報告 税賠保険料の事件増加により値上げの件

③ 1月開催

- ・本会 納税者支援センターの開設の件
- ・会館建設工事の開始が予定より1ヶ月遅れたこと。

④ 2月開催

- ・公益法人会計基準の改正により本会等の変更の件
- ・特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入規定改正案の反対決議
- ・会社法施行後の会社の目的に関するパブリックコメントの件

⑤ 3月開催

- ・平成18年度事業計画案・予算案等の承認
- ・平成19年度税制改正及び税務行政に関する意見書の承認
- ・会計参与の行動指針に関する意見の提出
- ・電子申告推進10の提言の提出
- ・滞納会費の整理と予備費支出の件

以上

東京税理士会日本橋支部と
日本橋税務署の拡大定例連絡会議事録

開催日 平成18年4月25日

時 間 10:30～11:40

場 所 日本橋税務署6階会議室

1 日本橋税務署長挨拶

渡邊署長より、所得税確定申告のお礼、消費税・税制改正、三越・支部会議室での無料相談、閉庁日、局還付センターの実施、3月28日における税務行政、財務省情報化システム委員会の諸施策についての話があった。

2. 東京税理士会日本橋支部長挨拶

河原支部長より、常会における質問で、税理士会会員の税務署への質問・問い合わせの自粛についての話があった。

3 税務署からの連絡

- (1) 管理部門：中川統括官
- イ 振替納税について

消費税については、70%弱の普及率となったこと。

振替日 所得税が4月20日、消費税及び地方消費税が4月27日であること。

ロ 還付申告分について

3月末まで提出分は、100%処理済み（日本橋税務署の場合）。

上記以外は、4月末目標により、還付実行中。

(2) 徴収部門：嶋田統括官

納付相談について

督促状送付者について、未納者の資金繰り計画の作成によって納税相談に応じている。

(3) 個人課税部門：小口統括官

平成17年分所得税の確定申告の状況について
申告書用紙の配布について、所得税10,300枚（前年対比110%）、消費税16,000枚（同318%）、贈与税400枚（同120%）

相談件数 5,100件（94.4%前年5,400件）、（うち他署者38%）、1,000名が譲渡の相談で、その殆どが株譲渡の黒字申告者であったこと。

閉庁日対応10署利用者1,600名の利用、東京駅広域還付センター利用者の増加

国税庁ホームページによると、管内納税者が減少したこと、消費税・年金相談者が予定より少なかった（1.3%）。税理士会の説明会、署・税理士会との共催、及び同無料相談の効果の影響か否か。

(4) 資料部門：渡邊統括官

1月末提出期限の法定調書について

e-taxによる提出が増加したこと。また、未提出者への督促を行なった。

（罰則規定：所得税法242条5号の規定あり）。

(5) 資産課税部門

平成17年分譲渡所得・贈与税の確定申告の状況について

個人課税部門と共同して行った。

(6) 法人課税部門：岡田統括官

イ 法人事業税概況説明書について

平成18年度税制改正により、添付書類の扱いとなり、18年4月1日以後開始事業年度の確定申告書等について適用する。

ロ 法人税確定申告書別表一（一）税務署処理欄の売上金額欄の記載方について

百万円未満切り上げで記載することになっています。

(7) 法人主担部門：名和統括官

たばこ税法の一部改正に伴う「手持品課税」について

7月1日より税率引き上げ、販売本数3万本以上であり、今後説明会・案内状配布予定。5月1日より酒税法改正で手持品課税は行なわれない。

(8) 源泉部門：児島統括官

源泉所得税の未納照会について

17年12月分までを、3月17日回答依頼、年末調整において徴収超過額により「0」納付になった場合の徴収高計算書の提出依頼。

(9) その他

税理士会会員の質問については、署として改めて後日回答する。

4. 税理士会からの連絡事項

(1) 総務部：大矢部長

日本橋支部定期総会を6月15日に開催予定

(2) 研修部：岡田部長

4月13日に東実健康保険組合会館にて、新会社法による登記実務

来年2月の三越地下道の無料相談場所の利便性についての検討

(3) 広報部：福本部長

年3回の広報誌の発行、9月、1月の各号においては、署長より着任等のご挨拶文を掲載。また、署・都税からの要望については、掲載している。

(4) 厚生部：栗原部長

署との親睦のため、野球大会等により交流を行なっている。

(5) 組織部：田村部長

今回、特に報告することが有りません。

(6) 経理部：若狭部長

定期総会に向けて、現在決算関係の書類の作成、公益法人会計の改正により予算書への対応、また、e-taxへの実施準備中。

(7) 綱紀監察部：星野部長

バッチ、証票等の点検の実施

(8) 渉外対策部：浅井部長

税務審議部と連絡を密に行なっている。

5. 質疑

(1) 税理士会会員から税務署への質問と問い合わせについて

日本橋税務署側：署としては拒絶せず、従前通り対応している。

署長の理解している範囲では、税理士事務所職員からの、一般的な質問が多く、それらは本来税理士事務所の所長先生に聞くべき内容であり、それにより署職員の職務時間が制限される傾向にあるため。

また、質問等は、事実関係をはっきりさせ、責任の問題もあり、質問者及び事案対象者の名前を明示してほしい。

これを受け税理士側（中島副支部長）としては会員雑談室を設けて、7月から月1回（第2金曜日）に質問内容を整理して、署に質問することも検討する。

(2) 新規消費税納税義務者の件について

木下会員（本部理事）

質問：消費税の免税点引下げに伴う納税額の増加はどのくらいですか。

回答：増加額は不明。納税者が増加したため納税額は増加した。

(3) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入規定の新設問題

池上会員（副支部長）、中島会員（副支部長）：法人会会員は聴くところによると殆どの会員が、この改正について理解されてない様子であること。

(4) e-Taxの利用の件

質問：若狭会員、石川会員及び秋元会員：e-Taxを利用した場合にも、今後申告用紙は送られてくるのか。

回答：送られず、メールBOX回答がくるので、それをみて確認する。

質問：秋元会員：現在署の対応はいかがであるか。

回答：所得税については、利用状況を現在分析検討中。

研修の件については、1日をかけて行なう予定であること。

日本橋税務署 川辺総務課長

e-Tax利用に関して、次の資料に基づいて説明があった。

< 資料 >

国税関係手続のオンライン利用促進に向けた取組

一 オンライン利用率の目標

二 目標達成のための前提

三 利用促進に向けた具体的措置

- ① 添付書類
- ② 電子署名
- ③ インセンティブ措置
- ④ 利用可能時間
- ⑤ システムの改善
- ⑥ 広報・普及活動

以 上

[研修部]

1. 確定申告

日 時：平成18年2月3日（金）

午後1時00分～4時00分

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館

参加者：158名

2. 平成18年度税制改正の概要

日 時：平成18年2月14日（火）

午後1時30分～4時30分

講 師：渋谷支部会員 飯塚 美幸氏

会 場：東実健保会館

参加者：116名

3. 会社法の施行にともなう実務対応

日 時：平成18年4月13日（木）

午後1時30分～4時30分

講 師：司法書士 青木 伊知郎氏

会 場：東実健保会館

参加者：174名

[厚生部]

<野球部>

平成18年1月からの活動状況をご報告いたします。

1月20日（金）

平成17年度チーム最高出塁率賞を獲得した櫻井和儀選手の主催により、岡永倶楽部に於いて新年会を行いました。昨年秋季大会のベスト8より上へいける様に健闘を誓い合いました。 参加19名

3月17日（金）

第101回支部対抗野球大会に向けて、浜町公園グラウンドで14時から18時まで練習を行いました。30歳代の新戦力が3名加わり活気のある練習をすることができました。 参加18名

3月18日（土）

昨日の予備用に採ってあった浜町公園グラウンドで14時から16時まで練習を行いました。平日に参加するのは難しい新人2選手が土曜日なので参加することができました。今後とも土曜日やナイターの時間帯にも練習や試合を組むなどして、平日は休めない野球好きの方々にも参加してもらえようになりたいと思っています。

参加8名

3月23日（木）

税理士会館に於いて支部対抗野球大会キャプテン会議があり、大会運営説明、組合せ抽選が行われました。前の大会のベスト8のチームどうしを第1回戦に組み合わせる逆シード制の為、第1戦の相手はベスト8の常連、葛飾支部に決まりました。その後第1ブロックのキャプテン会議も行われ6月から10月までの組合せが決まりました。

3月28日（火）

神宮外苑グラウンドで武蔵野支部と練習試合を行いました。接戦となりましたが7－6で勝利することができました。

参加11名

4月7日（金） 支部対抗野球大会1回戦

	1	2	3	4	計
葛 飾	4	2	3	2	11
日本橋	0	1	6	0	7

今大会日本橋は先発メンバーに新人3選手を入れて、9名中7名が30歳代と大幅に若返って試合に臨みました。ピッチャー大澤選手はぎりぎりのボールをストライクに取ってもらえず立ち上がりに苦しみ、野手も新チームとしての練習が不足していてエラーや連携ミスで点を与える展開になりました。しかし2回に山科選手の2塁打で1点、3回には相手投手がコントロールを乱し、渡辺選手の満塁から走者一掃のホームランなどで6点を取り2点差まで追いつきましたが、前半に無駄な点を与えていて敗戦となりました。

参加20名

4月18日（火）

浜町公園グラウンドで午後6時30分から日本橋税務署とナイターで練習試合を行いました。好投手のボールを捕らえることは難しく、たまにでる「いい当たり」も野手の好守に阻まれて0－7の完敗でした。平成16年は勝ち、17年は雷雨で中止、今回は負けでしたので、次回リベンジしたいと思いません。

参加21名

6月1日（木）第1ブロックリーグ1回戦

	1	2	3	4	5	6	計
日本橋	5	0	0	0	0	0	5
麴 町	0	0	1	0	5	×	6

初回相手ピッチャーの立ち上がりを攻めて、櫻井選手のフォアボールから小田選手の2ランホームランが出て2点、更に渡辺選手のホームラン、大澤選手の3塁打、赤根選手のヒットと続き5点を取りました。先発ピッチャー渡辺選手は丁寧な投球で麴町打線を4回まで1点に抑える好投でした。2回以降はチャンスを点につなげることができず、ダメ押し点が取れなかったため、5回裏2番手ピッチャー今井選手が満塁ホームランなどで5点を失い敗戦となりました。しかし若手中心の新チームが強豪麴町と互角以上の戦をしたことで手ごたえと課題を得た内容のある試合でした。

参加18名

野球部では新入部員の募集を行っています。年齢、野球経験の有無は関係ありません。練習や試合で汗を流した後の一杯は格別です。ぜひ支部事務局までご連絡ください。

<ゴルフ部>

今年初めてのTNG第255回は4月11日（火）に、本千葉カントリークラブで開催しました。昨年のTNGに3回以上出られた先生方の取切杯と今回初めての女性の部として別に賞品を用意し、出来るだけ多くの先生方に参加頂けるように企画しました。

この日は雨の天気予報でしたが、昼食抜きでスルーで回り雨が降る前に全員回ることが出来ました。

次回のTNGは8月か9月に予定しておりますので多数の参加をお願い致します。

一般の部				Gross	Hdcp	Net
優 勝	徳田 益和先生			79	8	71
2 位	毛塚 宏先生			95	25	70
(初参加で優勝なし)						
3 位	菅原 一泰先生			84	12	72
女性の部						
優 勝	秋元 玲子先生			130	40	90
準優勝	高橋美津子先生			132	40	92
年間取切杯						
菅原 一泰先生						

<テニス部>

2006年5月9日（火）都立有明テニスの森公園庭球場において『'06春季東京税理士会テニス大会』が行われました。31支部から228人、日本橋支部からは混合ダブルスに5組10人が参加しました。春季大会は会員の奥様が参加でき、松下・佐々木・中島夫人が参加しました。

結果は、初参加の大塚亜希会員が中島美和会員とペアを組み4位グループでの優勝、他のペアもそれぞれ健闘し、試合後のパーティーまで楽しい一日を過ごしました。

本年は10月11日（水）に支部対抗戦、11月2日（木）に秋季大会が予定されています。

テニス部では、毎月1回を目途にプロのコーチを招いて練習会を開いています。男女、年齢に関係なく心地よい汗を流し、美味しいビールをご一緒しませんか？お問い合わせは支部事務局へ。

<囲碁部>

新年が明け、1月21日（土）京橋支部との親善囲碁大会を、当支部会議室において、それぞれ10名ずつ出席して、盛大に開催されました。結果は日本橋支部18勝、京橋支部12勝となり、前年に引き続き日本橋支部の勝利となりました。終了後、鳥元において懇親会を開き、より一層の親交を深めました。

3月29日（水）日本橋春季囲碁大会を12名の参加を得て、当支部会議室において開催しました。

参加人数が少なくなりましたが、大熱戦がくりひろげられました。結果は、次のとおりです。

A組

優 勝 浅井 光政 六段

準優勝 坂元 左 六段

一 位 大久保速雄 四段

B組

優 勝 下川 芳史 三段

準優勝 池田 明治 四段

一 位 谷 義久 三段

4月14日（金）には、日本棋院の柴田寛二四段をお招きして、指導碁（三面打）を行いました。今回は、当支部の1勝8敗となり各員の一層の研鑽が必要とされます。なお柴田四段には、5月に急逝されました。紙面をおかりして、お悔やみ申し上げます。

平成18年後期の日程は、後日通知いたします。

<歌舞音曲部>

第20回カラオケ発表会が昨年10月14日皆様方の絶大なる御協力を得て無事盛大裏に終えることが出来ました。あらためてここに厚くお礼申し上げます。

今年も来る10月14日（土）昨年と同じ東税健保会館で第21回カラオケ発表会を開催しますので、歌舞音曲部員でない方も奮って御参加申込みくだされたくご案内申し上げます。

（部長 中島重敏）

【渉外対策部】

日本橋法人会、商工会議所及び（財）日本税務協会等からの依頼を受けて、税務相談及び説明会等のための会員派遣を次のとおり実施いたしました。担当の先生方にはご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
1月18日（水）	法人会事務局	渡辺 春樹
1月25日（水）	〃	木下 純一
2月 1日（水）	〃	原 幸
2月 8日（水）	〃	岡田 和教
2月15日（水）	〃	福岡 敏郎
2月22日（水）	〃	谷 義久
3月 1日（水）	〃	岩川由美子
3月 8日（水）	〃	井上 健治
3月15日（水）	〃	原 幸
3月22日（水）	〃	中沢 勇
3月29日（水）	〃	高橋美津子
4月 5日（水）	〃	高橋美津子
4月12日（水）	〃	山崎 泰
4月19日（水）	〃	岩本 忠司
4月26日（水）	〃	青木 久直
5月10日（水）	〃	二瓶 正之
5月17日（水）	〃	浅野 雅史
5月24日（水）	〃	皆平 弘一
5月31日（水）	〃	村田 裕

○商工会議所本部からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
1月24日（火）	中小企業センター	佐野 典子
2月14日（火）	〃	佐野 典子
3月 7日（火）	〃	皆平 弘一

3月31日（金）	〃	皆平 弘一
4月21日（金）	〃	高橋美津子
5月16日（火）	〃	二瓶 正之

《改正消費税「個別」指導相談会》

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
1月11日（水）	日本橋支部会議室	本田 純二
1月18日（水）	〃	福岡 敏郎
1月25日（水）	〃	原 幸

《小規模事業者税務相談・記帳指導》

平成18年実施日	会 場	担当税理士
1月25日（水）	中央区京橋プラザ	佐野 典子
2月15日（水）	〃	井上 健治
2月16日（木）	〃	角田 大
2月17日（金）	〃	皆平 弘一
2月22日（水）	〃	岩川由美子
4月19日（水）	〃	佐野 典子
5月17日（水）	〃	岩川由美子

《年金受給者等に対する申告指導・説明会》

○（財）日本税務協会東京支部からの依頼

平成18年実施日	会 場	担当税理士
1月26日（木）	日本橋公会堂	中沢 勇
		福岡 敏郎
		佐藤 義光
		天野 貞雄

《年金受給者等に対する申告指導・説明会》

○（財）日本税務協会東京支部からの依頼

平成18年実施日	会 場	担当税理士
1月30日（月）	日本橋公会堂	高橋美津子 村田 裕 井上 健治 岡田 和教
2月2日（木）	〃	木下 純一 赤坂 光則 高山 秀三 後久 亮
2月6日（月）	〃	若狭 茂雄 坂下 弘子 下川 芳史
2月10日（金）	〃	二瓶 正之 山崎 泰 伊藤 孝 青木 久直

（敬称略）

[法対策委員会]

(1) 平成18年1月23日 本会より「同族会社役員報酬の給与所得控除額の法人課税」に反対する運動及び緊急アンケートの要望を受け、幹事の皆様にお願ひした。

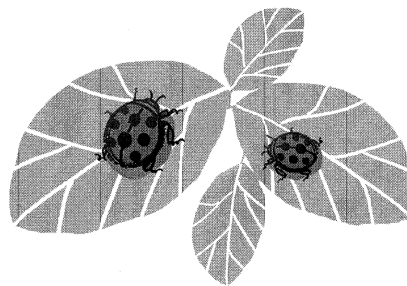
(2) 2月8日 上記のアンケート回収目標15～20件
に対し、34件の回答を頂き本会へ報告した。

(3) 2月27日 本会より「会計参与の行動指針」(公開草案)に関する意見提出のお願いがあり、支部法対策委員に資料を送付し、意見をお願いした。

(4) 2月27日 「平成17年度支部法対等統一課題検討結果報告書」を本会より受領し、法対策委員等に配付した。

(5) 3月30日 「東京税理士会と東京税政連合同セミナー」が開催され、支部長以下5名が参加した。

(6) 5月15日 本会より「税理士の資格取得制度及び試験制度に関する意見（案）」に関する意見の提出依頼があり、幹事の皆様に資料を送付し意見をお願いした。



中央都税事務所からのお知らせ

☆個人事業者の皆様へ

8月は個人事業税の納期です

いつまでに？	8月31日（木）
どんな方法で納付できるの？	①金融機関・郵便局・都税事務所（都税支所）・支庁の窓口 ②口座振替 ③下記のコンビニエンスストア※1 サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン（50音順） ④ペイジーマークの付いている金融機関・郵便局のATM（自動預払機）、パソコンや携帯電話等※2

※1 納付書1枚あたりの納付額が30万円までのものに限りま。

※2 ペイジーマークの付いている都税の納付書に限りま。また、領収証書は発行されまのでご注意ください。なお、新規にパソコンや携帯電話等で納付される方は、金融機関への事前の利用申し込みが必要になります。（既にご利用の方は必要ありません。）

◎ 口座振替をご利用の方へ

口座振替は、納期限に預（貯）金口座から自動的に納付できる便利な制度です。

口座振替の申込方法	いつまでに？	今お申込みいただきますと、平成18年度第2期分からご利用になれます。
	どこへ？	ご利用の金融機関・郵便局の窓口へ
	必要なものは？	預（貯）金通帳、金融機関届出印、納税通知書
	その他の方法は？	納税通知書に同封している『口座振替依頼書』のはがきによる申し込みもできます。

◎ コンビニエンスストアをご利用の方へ

どこで納められるの？	サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン（50音順）
納付できる金額に上限はあるの？	納付書1枚あたりの金額が30万円までのものが納付できます。

◎ ペイジーマークの付いている金融機関・郵便局のATMをご利用の方へ

利用する納付書は？	ペイジーマークの付いている個人事業税の納付書
郵便局の他に、どの金融機関のATMで納付できるの？	みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、千葉銀行、東和銀行、京葉銀行（平成18年6月1日現在）
領収証書は発行されるの？	発行されま。領収証書が必要な場合は、お近くの金融機関等の窓口でお納めください。

◎ パソコンや携帯電話等をご利用の方へ

事前に手続きが必要なの？	新規にパソコンや携帯電話等で納付される方は、金融機関等への事前の利用申し込みが必要になります。
領収証書は発行されるの？	発行されま。領収証書が必要な場合は、お近くの金融機関等の窓口でお納めください。

☆東京23区内の小規模非住宅用地について固定資産税・都市計画税を減免します。

減免の対象である小規模非住宅用地とは？	一区画における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分。 例）商業ビルや店舗の敷地、駐車場など。 ただし、個人又は資本金等が1億円以下の法人が所有するものに限りま。
どれくらい減免されるの？	小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の税額の2割
減免手続きの方法は？	～減免を受けるためには、「申請」が必要です～ まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、7月下旬に都税事務所から「固定資産税の減免のご案内」をお送りしています。減免の要件をご確認のうえ、申請をしてください。 ※なお、前年度すでに減免を受けた方で用途を変更していない方は、改めて申請する必要はありません。
いつまでに減免申請をすればいいの？	平成18年12月28日（木）までをお願いします。

☆ ご不明な点は、お持ちの土地が所在する区の都税事務所にお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

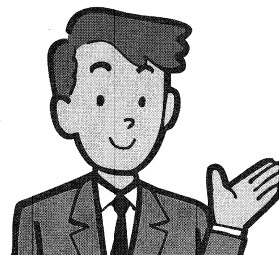
【問い合わせ先】

主税局総務部総務課相談広報係

電話 03(5388)2924

中央都税事務所総務課相談広報担当

電話 03(3553)2151



☆平成18年7月1日からたばこ税の税率が変わります

平成18年7月1日から、都たばこ税をはじめとした、たばこにかかる税金の税率が上がります。たばこ税は、たばこの消費に対して課税される税金で、たばこの定価の中に税金分が含まれています。税率改正によって、たばこ1箱あたりに含まれる税金分は、旧三級品以外のものであれば、約17円上がることになります。

たばこ税の種類	1箱あたりの増税額
都たばこ税	約2.1円
国たばこ税	約8.5円
たばこ特別税	0円(変更なし)
区市町村たばこ税	約6.4円
	合計 約17円

※たばこ1箱（20本入）に含まれるたばこ税は、約158円から約175円になります。

都たばこ税は、都内でたばこを買われた場合に、都の収入となり、みなさんの暮らしに役立てられています。

★ご不明な点は、主税局課税部個人事業税係（03-5388-2956）までお問い合わせください。

☆小売販売業者等の方へ

◎ 手持のたばこについて都たばこ税が課税されます

納める方	平成18年7月1日午前零時に、販売のためのたばこを3万本以上所有する小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者、製造者
納める額	旧三級品※について 製造たばこ本数(1,000本につき)×50円 旧三級品以外について 製造たばこ本数(1,000本につき)×105円
申告期限	平成18年7月31日（月） 原則として、税務署に申告してください。 ただし、各都税事務所、支庁、又は区市町村への申告も可能です。
納期限	平成19年1月4日（木）

※旧三級品とは、わかば、エコー、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット、しんせいの6品目をいいます。

【問い合わせ先】

主税局総務部総務課相談広報係

電話 03(5388)2924

中央都税事務所総務課相談広報担当

電話 03(3553)2151



ちょっとひとこと

「シャンパン！って泡の出るワイン？」

正確に言うと“ノー”です。

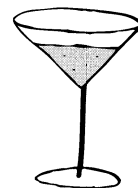
なぜなら、それはフランスのシャンパーニュ地方で限定された品種を原料に、シャンパーニュ方式によって作られたものだけが“シャンパン（シャンパーニュ）と名乗ることが許されるからです。シャンパン以外のもので、発酵中に発生する炭酸ガスの一部をワインの中にとどめたものの総称をスパークリングワインと呼ぶのです。

このスパークリングワインの製造方法に何通りかあります。シャンパーニュ方式、トランスファー方式、シャルマ方式です。

シャンパーニュ方式とは、発酵中に発生する炭酸ガスの一部をワインの中にとどめる方法と

して、スティルワイン（無発泡性、通常の赤、白、ロゼ）を瓶に詰める時に糖分と酵母を加え密閉し、その瓶内で第二次発酵を起こさせる方法です。

フランスのシャンパーニュ、ヴァン・ムスー、ドイツのゼクト、イタリアのスプマンテ、などが代表的なものです。スパークリングワインには、白、ロゼ、だけでなく珍しい深紅のものもあります。
(福本光男)



支部会員異動のお知らせ

平成18年 1月 1 日～
平成18年 5月31日

〈入会〉

1月26日 藤田 健史 〒103-0013
日本橋人形町 1- 2-12
元林ビル4階
二瓶正之税理士事務所
電話 3639-5681

2月23日 島尾 勇人 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

2月23日 廣瀬加代子 〒103-0025
日本橋茅場町2-3-6
宗和ビル
川北博税理士事務所
電話 3669-8081

2月23日 堀 好一 〒103-0026
日本橋兜町17-1-503
電話 050-7539-6799

2月23日 吉田 英之 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

2月23日 渡邊由紀子 〒103-0028
八重洲1-4-21 共同ビル
藤間秋男税理士事務所
電話 5201-6555

3月23日 浅野淳一郎 〒103-0011
日本橋大伝馬町12-12
ニューサンクレストビル5階
山根深税理士事務所
電話 5643-2775

3月23日 木村 孝次 〒103-0025
茅場町 1- 9-2
稲村ビル8階
税理士法人宮川税務会計事務所
電話 3669-0069

4月8日 福永 浩二 〒103-0027
日本橋3-1-2

4月20日 荒井 秀夫 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

4月20日 小野寺育雄 〒103-0022
日本橋室町3-1-8
都ビル
税理士法人協和会計事務所
電話 3241-4978

5月9日 伊東 茂文 〒103-0026
日本橋兜町9-5
A-1兜町ビル420
電話 050-5530-0235

5月25日 岩澤 尚也 〒103-0023
日本橋本町1-5-3
第一日高ビル5F
高橋勝彦税理士事務所
電話 3241-5031

5月25日 神山 勲 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

〈法人入会〉

1月20日 日本橋中央税理士法人
〒103-0015
日本橋箱崎町1-8
電話 5652-4774

〈転入〉

1月 6 日 豊臣 茂 〒103-0013
日本橋人形町 2-20-14
堅田ビル3階
電話 3669-3519

1月10日 今井 信吾 〒103-0004
東日本橋3-6-5
電話 5640-2878

1月20日	塩谷 満	〒103-0015 日本橋箱崎町1-8 日本橋中央税理士法人 電話 5652-4774	2月10日	草深 文理	〒103-0007 日本橋浜町3-3-1-3409号 電話 3249-7730
1月20日	筑間 浩	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-6 いずみハイツニュー茅場町513 電話 3660-1699	2月15日	中里 拓哉	〒103-0025 日本橋茅場町2-4-6 松田ビル8階 電話 3665-5123
1月23日	伊藤 聡	〒103-0013 日本橋人形町 1-19-9 古暮ビル 有馬寛之税理士事務所 電話 3668-0961	2月16日	中村 初男	〒103-0004 東日本橋1-3-9 大内ビル305 号室 電話 5825-2864
1月23日	鈴木 康功	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階	3月2日	平塚 永光	〒103-0014 日本橋蛸殻町 2-10-11 秀和蛸殻町ビル6階

ここが旨い

quanqua (くわんか)

RESTAURANT & BAR ということはこの記事を書くためにパンフを頂きわかりました。「イタリアンのお店」と認識していた私は2~3回ランチをしにいった気に入ったのは80cmくらいの大きなボールに入ったサラダを自分で好きなだけ取って食べられるというところです。価格帯はランチで全体に900円前後です。パスタ28種類、ハンバーグもあり実質的な牛肉いっぱいで作られています。

夜はJAZZが流れていて“こだわりの料理にこだわりの音楽”極上のエンターテインメントスペースということらしいです。コース2,500円と3,000円です。

価格も高くないし、素敵ですね。どなたか夜一緒に行きませんか？

水天宮通りのホテルヴィラのところを昭和通りに向かって曲がった道にあります。

中央区日本橋小舟町12-7MMビルB1
TEL 03-3639-2565 (高橋美津子 提供)

魚河岸料理 「よし梅」

支部会員の中で“日本橋芳町”“日本橋浪花町”この地名を覚えていらっしゃる方はどのくらいでしょう。現在は人形町で統一されていますが、、！今回ご紹介します「よし梅」さんはその名残りを名前だけでなく、建物とそのお料理に伝えています。

昭和2年芳町にお住まいだった先代「うめ」さんにより創業されたお店。ご主人のお話によると「下町情緒と江戸料理を堪能していただくことをモットーとしている」とのこと。

それもそのはず、もと芸者置屋だった建物はビルが立ち並ぶ人形町の町に江戸の粋を感じさせる佇まいです。

夜は会席と鍋のコースがお勧め 7,000~10,000円

(池波正太郎の小説にも登場する「ねぎま鍋」は う〜ん！とうならせるものあり)

昼はなんと言っても丼もの まぐろづけ丼、天丼。 人気メニューの肉豆腐
ともに1,000円がお値打ち。

人形町本店 人形町1-18-3 TEL 3668-4069

昼 11時15分~13時45分 夜 17時~22時

芳町亭(夜のみ) 人形町1-5-2、 浜町亭 浜町2-34-3もご利用ください。(福本光男 提供)

		電話 5695-1022	日本橋久松町9-12
3月7日	石田 徳士	〒103-0028	中山ビル6階
		八重洲1-7-20	〈事務所名称変更〉
		八重洲口会館6階	岩川由美子 岩川由美子税理士事務所
		税理士法人東京総合会計	〈事務所電話番号変更〉
		電話 5299-6181	小池 美佐 3663-5044
3月7日	佐々木秀一	同 上	雨宮 雅夫 3662-5867
3月7日	蛭田 博	同 上	都井 清史 080-3256-7624
3月7日	李 明	同 上	中島美津子 5640-2057
3月17日	辻元 健	〒103-0023	〈転 出〉
		日本橋本町3-1-13	馬場 英晶 神田支部へ
		ロツ和興ビル5階	大竹 一美 江戸川北支部へ
		伊原健人税理士事務所	大久保秀治 京橋支部へ
		電話 5203-1820	古賀 崇広 “
4月3日	坂藤 公彦	〒103-0027	鈴木 達也 “
		日本橋3-3-18	関口 泰央 “
		富士八重洲ビル5階	只野ふさみ “
		電話 3231-0107	中尾 健 “
4月10日	佐藤 幹雄	〒103-0027	中川 保弘 “
		日本橋2-15-3	西片 大 “
		グレイスビル日本橋4階	原田 敦 “
		電話 3510-7277	原 榮一 芝支部へ
〈法人転入〉			中村百合野 神田支部へ
3月9日	税理士法人東京総合会計		廣岡 真紀 芝支部へ
		〒103-0028	山田 咲道 京橋支部へ
		八重洲1-7-20	浅野美奈子 新宿支部へ
		八重洲口会館6階	後藤賢三郎 浅草支部へ
		電話 5299-6181	小泉 秀樹 麻布支部へ
〈事務所変更〉			島尾 勇人 “
	菅野 浩	〒103-0015	菅原 英樹 “
		日本橋箱崎町1-8	関戸 裕子 “
		日本橋中央税理士法人	高橋 典秀 “
	掛川 義夫	〒103-0025	高井 大輔 “
		日本橋茅場町2-14-7	中津 正憲 “
		日本橋ティユービル5階	中田 博 “
	今井 信吾	〒103-0013	八幡 貴子 “
		日本橋人形町3-6-8	平山由美子 “
	小西 正則	〒103-0025	〈税理士法人転出〉
		日本橋茅場町3-1-8	パートナーズ総合税理士法人 京橋支部へ
		アレグリア東京302号	〈退会〉
	井出 光昭	〒103-0026	須江 俊明 関東信越会へ
		日本橋兜町15-12	谷地森 猛 業務廃止
		吉川ビル7階	三輪 裕昭 東京地方会へ
	小林 重樹	〒103-0005	東 正利 業務廃止

梁田 順子 東京地方会へ
 倉持 裕子 関東信越会へ
 瀬田やす子 関東信越会へ
 竹平 定彦 業務廃止
 岩濱みゆき 関東信越会へ
 堀 好一 関東信越会へ
 浅見 友恵 関東信越会へ

〈税理士法人退会〉

税理士法人ハートフル会計事務所 日本橋事務所
 廃止

〈旧姓使用〉

矢口 博子

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

得丸 大典	(昭和3年11月3日生まれ77歳) 平成18年1月9日死亡
井澤 朋昭	(昭和2年6月1日生まれ78歳) 平成18年1月11日死亡
神山 浩	(昭和35年6月19日生まれ45歳) 平成18年1月22日死亡

表紙の写真

羽黒山表参道杉並木

出羽三山のひとつ羽黒山を参拝のため歩いて登りました。片道約70分、随神門から一の坂、二の坂、三の坂と約1.7km、2,446段の勾配のきつい石段と石畳が続きます。両側には樹齢350～500年の杉並木、その数は400本以上で国の特別天然記念物です。今は車で山頂まで行けるため、この古道を歩いて登る参拝客は少ないそうです。新緑の候、雨上がりの道は滑りやすく、緑の美しさも目に入らぬほど苦労しました。改めて写真を見て、その荘厳さと緑の美しさを思い出し感動しています。

(福本光男会員提供)



写真募集

表紙、裏表紙の写真を募集しています。

裏表紙は会員の皆様のコーナーにしたいと考えています。どのようなテーマの写真でも結構です。皆様のギャラリーとして使っていただければ幸いです。

(広報部)

編集後記

支部会報“にほんばし”第109号をお届けいたします。5月のご多忙の中、研究論文、私のあしあと、随筆等ご寄稿くださった皆様、心から感謝申し上げます。

私たちの広報部もこの一年間、何とか大過なく皆様のお手元にお届けできたと同胸をなでおろしているところです。引き続き皆様楽しんでいただけるような広報誌を目指して頑張る所存です。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

次号原稿〆切 18年 8月31日

次号発行予定 18年 9月29日

編集委員 福本光男 鈴木 毅 佐々木則司
 高橋美津子 山本 勝 原 幸

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（国民生活金融公庫）の融資制度です。

〈融資対象となる方〉

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト・法人企業の役員・家族従業員等は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 など

〈ご用意いただく書類〉

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規及び別枠申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。

融資の条件

資金使途

運転資金
設備資金

融資限度

550万円
+別枠450万円

（別枠450万円は平成18年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

返済期間

運転資金 5年以内
設備資金 7年以内

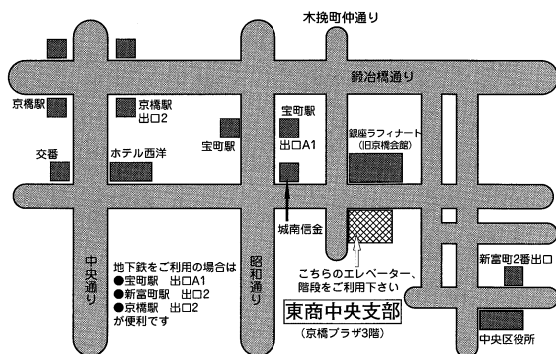
（上記条件での返済期間の取扱いは平成18年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

担保
保証人

不 要
（保証協会の保証も不要です）

利 率

年2.20%
（平成18年5月17日現在）



【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811

FAX 3538-1815



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の附加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養附加金等があります。

2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

会員制医療クラブ

東京税理士協同組合が推薦する

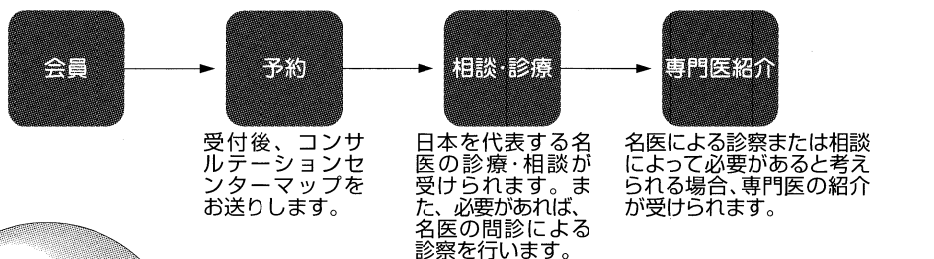
ドクターオブドクターズ・クラブ

もしも病気になった時、あなたのそばに信頼できる医師（病院）はいますか？

日本を代表する名医があなたとあなたのご家族の健康をサポートします。

メディカルコンサルテーション

医学界きっての名医によるメディカルコンサルテーション・セカンドオピニオンが受けられます。



名医によるサービス

「名医によるサービス」・「クラブサービス」はご家族の方もご利用になれます。（1親等以内／4名）

クラブサービス

24時間電話健康相談サービス

医療関連情報サービス

有名病院との提携サービス

人間ドックサービス

提携している有名病院（聖路加、癌研ほか）において、最新方式の人間ドックを年1回無料で受診することができます。



年1回無料で受診できます。

人間ドックとの提携サービスで、会員が提携病院へ入院した際に発生する差額ベッド費用（一日当たり10,000円）を給付金としてお支払いいたします。（入会年数によって支払期間が異なります。）

●現在病気の方でも会員になれます。

●年齢に制限はありません。

●契約の種類 個人契約・法人契約
・ファミリー契約

●入会金および会費

東税協組合員と関与先のために特別入会金を設定いたしました。

個人契約の場合（消費税込み）

入会金	84,000円
特別入会金	63,000円
月会費	8,400円

東京税理士協同組合専属代理店
全国税理士共栄会 指定代理店



株式会社 日税サービス

大代表 03-5323-2111

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2-7-1（新宿第一生命ビルディング9F） F A X 03-5323-2123

<http://www.nichizei-net.com>

経営者のみなさんはもちろん、従業員の方々も!!

月々2,000円で、ここまで「あんしん」。



安心、安全、安息で中小企業と共に

あんしん財団

万一のケガに備えて中小企業の皆様を支える! 充実の「災害補償共済事業」

死亡時

20,000,000円の補償!!

●業務上・業務外にかかわらず、交通事故、海外でのケガでも補償!!
●入院・通院・往診のいずれも、1日から最大365日までの長期補償!!

入院

1日につき

6,000円

※ただし181日から1年以内は4,000円。
※平成16年2月1日以降のケガの補償に適用。

通院

1日につき

2,000円

往診

1回につき

4,000円

後遺障害

あんしん財団の等級表により
2,000万円~15万円

職場に安全を提供する! 「災害防止事業」

●災害防止 助成金 **大幅アップ**
7つの助成制度で **180,000円** 助成

●心からの健康づくりセミナー、**無料開催**

健康とゆとりを創造する! 「福利厚生事業」

●人間ドック **補助金増額プラン**
1名につき **6,000円** まで ~ **20,000円** まで 補助

●定期健康診断 **2,000円** まで 補助

※上記制度については、同一年度内に両方を利用することはできません。

会費

業種・年齢・性別に関わりなく一律...
お1人様月々 **2,000円**

※会費は、事業所または事業主の口座からの振替えとなります。
※会費は、全額「損金」または「必要経費」として認められます。

※当財団は、厚生労働省許可の公益法人です。※当財団は、国からの補助金を一切受けておりません。

加入資格

経営者の方も! 従業員の方も!! 18歳以上の方なら、年齢に上限はありません。

①法人事業所 役員、法人が常時雇用する従業員
②個人事業所 事業主およびその家族、事業主が常時雇用する従業員
※「役員」には法人事業所から一定の報酬を得ている非常勤役員を含みます。
※「家族」とは個人事業主と親族関係にあり、同一事業所に専従する方をさします。

財団 法人 中小企業災害補償共済福祉財団(通称/あんしん財団)
本 部: 〒160-0016 東京都新宿区信濃町34 JR信濃町ビル
ホームページ: <http://www.anshin-zaidan.or.jp/>

お問合せ・資料請求は

0120-311-816

フリーダイヤル

東京税理士協同組合

税理士会館: 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 税理士会館1階 電話 03(3354)6141
新宿事務所: 〒160-0022 東京都新宿区新宿3-25-1 新宿富士ビル7階 電話 03(5363)2011

東税協のホームページ <http://www.tozeikyo.or.jp>

テニス部春の大会



▲今大会に出場したメンバー、前列が税理士の妻、後列は税理士（懇親会場にて）



▲ミックスダブルスで優勝した中島・大塚組（中央は清水テニス連盟会長）

野球部春の大会

▶ベンチの風景



▼新規加入の3人、大きな戦力です



▼対税務署親善試合（浜町グラウンド）



◀署長、副署長勢揃い